

東海市長会提出議案

東 海 市 長 会

令和2年10月14日

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

(東海)

都市自治体が厳しい財政状況の中、様々な行政課題に対して、地域が持つ特性や住民ニーズを踏まえて的確に対応し、自らの政策を自らの財源で実施できるようにするためには、地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 地方制度改革の推進について

都市自治体が地域の総合的な行政主体として自立した都市経営を行うため、事務・権限と財源の更なる移譲はもとより、新たな大都市制度（特別自治市制度）の実現を図り、道州制導入も含めた地方制度改革を推進すること。

2. 国と都市自治体との定期的な意見交換について

都市自治体の意見を十分吸い上げるための意見交換や協議の場を、これまで以上に設定すること。

3. 地方創生推進交付金について

- (1) 地域の実情に応じ効果的に活用できる制度となるよう諸要件を緩和し、地方版総合戦略の趣旨に沿った施策を継続的に実施できるよう財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により事業の円滑な進捗が困難な場合において、変更申請の省略等、事務負担の軽減を図る弾力的な対応を取ること。
- (3) 来年度以降においては、新型コロナウイルス感染症の影響による本年度の未執行分を補完し採択すること。特に、令和2年度が事業最終年度となっている地方創生推進交付金事業のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度中の完了が困難となった事業については、特例的に翌年度への事業の繰越又は交付対象期間の延長をすること。

4. 地方税財政の充実強化について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により税収減が見込まれる中でも、行政サービスを維持するために早急に財政支援の仕組みを構築すること。また、都市自治体における独自の取組に対しても十分な財政支援を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響は長期にわたることが想定されるため、発生す

る諸課題への対応や、「新しい生活様式」の確実な定着に向け、中長期的な視点に立った継続的な財政支援を行うこと。

- (3) これまで税収が安定的とされてきた税目においても新型コロナウイルス感染症の影響から大きな減収が懸念されるため、その年度の収入が確実に確保されるよう、減収補てん債の対象税目を拡充すること。
- (4) 年度途中で決定した緊急措置である新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、都市自治体が地域の実情に合わせた感染症対策を行うための貴重な財源であることから、今後も十分な財源を確保するとともに、臨時交付金の事務全般における作業の軽減、翌年度への繰越の緩和など特例的な要件緩和や弾力的な対応を行うこと。
- (5) 国が自ら行う施策や制度改正等に基づく施策については、地方交付税措置にとどめることなく、地方負担が発生しないよう国庫負担金等の財源補てんの仕組みを構築すること。
- (6) 地方交付税の財源不足については、特例的な臨時財政対策債に頼らず、法定率の引上げ等の必要な措置を図ること。
- (7) 地方法人税については地方交付税の財源とされているが、都市自治体が取り組む企業誘致の推進等による法人税収増加への施策効果が小さくなることから、地方法人税の撤廃又は税率の引下げにより法人住民税割税率の引上げを図るなど、都市自治体の努力が報われる仕組みの検討など十分配慮すること。
- (8) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (9) 令和3年度税制改正等において、経済対策等の政策的な減税措置を講じる場合は、地方の意見を十分反映すること。また、地方財政に影響を及ぼすことがないように、減税措置による減収に対しては確実に全額国費で補填すること。
- (10) 地方の債務を減少し、財政健全化を促進するため、国の政策に呼応した地方の公共事業について、起債に限定することなく、広く交付税措置するなどの支援制度を構築すること。

5. 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな制度の創設について

- (1) 現行の過疎地域自立促進特別措置法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の持続的な発展が図られるような新たな過疎対策法を制定すること。
- (2) 過疎対策事業債及び各種支援制度の維持及び拡充を図ること。
- (3) 新たな過疎対策法の策定に当たっては、一部過疎地域の規定を引き続き設けること。また、一部過疎地域の地域要件に人口要件や財政力要件を設定する場合には、都市自治体の合併の経緯など地域の実情を考慮すること。

6. 合併推進債の発行期限の再延長について

新型コロナウイルス感染症拡大により都市自治体において基盤整備事業等に遅れが生じていることから、合併推進債の発行期限を5年間延長すること。

7. ふるさと納税について

ふるさと納税ワンストップ特例制度における個人住民税からの所得税控除相当額の減収分については、国において地方特例交付金等による全額補填措置を講じること。

8. スマート自治体の実現について

- (1) 都市自治体においてA I・R P A等の先進的な機器等を導入・運用する場合は、現行の補助制度の補助率の引上げや対象の拡大、運用経費の補助など財政支援の拡充と継続を行うこと。
- (2) 住民記録や税務等の画一的な業務について、システムの共通仕様を定め、共同利用を主導すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大により需要が高まったテレワークの推進のため、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」における要件を適宜見直すなど柔軟な対応をとること。
- (4) 業務の自動化及び省力化を図るA IやR P Aを用いたシステムにおいては、システムの標準化による導入支援を図ること。
- (5) 「三層の対策」による自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化として導入した機器が更新時期を控える中、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてテレワーク等の新しい働き方を推進するため、機器の更新及び運用等の経費に係る財政支援の拡充を行うこと。

9. 地域情報化アドバイザー派遣制度の拡充について

都市自治体間にデジタル格差を生じさせないように、更なる財政措置を講じるとともに、地域情報化アドバイザー派遣制度について、都市自治体の実情に合わせた拡充を行うこと。

10. マイナンバー制度について

- (1) マイナンバー制度に係るシステムの改修及び導入等における経費について、都市自治体に財政的負担が生じないように、継続的かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) マイナンバーカードの普及促進に当たって、電子申請における手続きを迅速かつ正確に行えるようにシステムの抜本的見直しを行うこと。また、運転免許証や銀行口座の連動等、国が主導して利用場面の拡大を図るとともに、ロードマップを示すこと。
- (3) マイナンバーカードの有効期間と電子証明書の有効期間が異なり、住民が理解しづらいため、有効期間を統一すること。
- (4) マイナンバーカードの電子証明書の更新や暗証番号ロックによる再設定について、暗証番号の変更と同様に、マイナポータルからの手続きを可能とすること。

(5) マイナンバーカードの代理人受け取りにおいて、高齢者の場合は本人確認資料等を整えることが困難なため、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）から直接送付する方法とすること。

1 1. 多文化共生施策の推進について

(1) 外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できるよう社会統合政策を推進し、都市自治体を実施する施策に対して柔軟性の高い継続的かつ十分な財政支援を行うこと。加えて、国を挙げて共生政策を強力に実行できる組織として、「外国人庁（仮称）」を内閣府に設置すること。

(2) 外国籍市民が地域の生活者として安心して暮らしていくには、一元的相談窓口で多言語による相談や情報提供を安定的に行うことが不可欠なため、外国人受入環境整備交付金制度を令和3年度以降も継続すること。

1 2. 人事院勧告における地域手当支給地域について

人事院勧告における地域手当の支給地域について、市町村単位ではなく生活圈等の実態を考慮した指定とするとともに、10年ごととされている見直しの期間の短縮を図ること。

1 3. 住民基本台帳事務における支援措置に関する判断事例の紹介について

住民基本台帳事務処理要領及び各種通知等により実施されているドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置について、市町村長が主体的に必要性の判断を行うための具体的な判断事例の紹介を行うこと。

1 4. 犯罪被害者等支援に係る支援制度について

(1) 地方公共団体による見舞金制度等のガイドラインを策定するとともに、地方公共団体が行う犯罪被害者等支援に係る財源措置を講じること。

(2) 円滑な犯罪被害者等支援を行うため、支援を行う地方公共団体が都道府県警察等と犯罪被害者等の情報を共有し、適切な犯罪被害者等支援が行える制度を創設すること。

1 5. 特別定額給付金給付事業における死亡した単身世帯の方への給付について

特別定額給付金給付事業において、単身世帯の方で申請前に亡くなったことで給付対象外となってしまった方への独自の給付事業について、適切な財政措置を講じること。

1 6. 部落差別の解消について

(1) 部落差別に関するインターネットへの書き込みの監視について、監視対象がプロバイダ等の管理者も含めると海外にも及び、都市自治体のインターネット環境では、全てを網羅し監視することが困難なため、国において一元的に監視すること。

(2) 部落差別の解消の推進に関する法律に掲げられている目的を実現するために、部

落差別解消に向けて、都市自治体が行うべき施策内容やそれに伴う予算措置について、国としての基本方針を早急に明確に示すこと。

17. 国勢調査における調査員業務の負担軽減について

調査環境の変化や業務量への不安により調査員の確保が困難なため、今後の国勢調査においても、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた令和2年国勢調査の対応方針」における「非接触の調査方法」の維持により、調査員業務の負担軽減を図ること。

18. 事業所税の負担軽減について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小企業等を支援するため、緊急経済対策として事業所税の臨時的軽減措置を実施すること。併せて、この措置による減収額については、全額国費による補填とすること。

19. 競売手続きに関する法令の見直しについて

民事執行法では、競売手続きにおいて、買受人は代金を納付した時に不動産を取得することとされている。この場合の代金納付は、競売代金とされているが、固定資産税の賦課を確実なものとするために、代金納付については、競売代金と所有権移転登記等に係る登記嘱託に要する登録免許税、その他費用を含むこととするよう法令の見直しを行うこと。

20. 市庁舎建て替えに係る支援制度の創設について

大規模地震の発生により、災害対策の拠点となるべき市庁舎が直接被災し、災害対策本部として機能しないことや業務継続が不可能となるといった事例があり、復興事務を進めるためには災害の影響を最小限に留める免震化が望まれるものの、必要な財源を調達することが困難な状況にある。予防的な措置として免震構造を備えた本庁舎等の施設建設への財政支援制度を創設すること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化について

(東 海)

多大な被害が想定される南海トラフ地震をはじめ、台風や頻発する局地的豪雨など様々な自然災害や原子力発電所事故などから住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題であり、迅速かつ万全の対策が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の継続・強化について

防災・減災、国土強靱化のための対策については、国全体で継続して取り組むべき重要な課題であり、今回の対策期間以降においても、河川浚渫、ため池整備など治水対策を含め、緊急に必要な対策が求められていることから、令和3年度以降も、地方が必要な取組を集中的・計画的に進められるよう、引き続き、防災・減災、国土強靱化対策の更なる継続・強化に向けた予算確保を図ること。

2. 地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

(1) 国土強靱化に向けた防災・減災対策等の予防防災のため、富士山火山砂防事業に係る予算を拡充すること。特に、土砂洪水氾濫による災害への予防的対策として、砂防堰堤・遊砂池等の整備については、重点的に整備を進めること。

(2) 南海トラフ地震の地震津波想定に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。

また、海岸防災林の盛土整備については、治山事業（海岸防災林造成事業）の更なる予算の確保及び都市自治体に対する財政措置の拡充を講じること。

(3) 緊急自然災害防止対策事業債について、引き続き、各地域の実情に応じて対策が促進されるよう、恒久的に存続させること。

3. 緊急防災・減災事業債制度について

都市自治体が継続して取り組んできた災害に強いまちづくりにおいて、今後もより一層の防災・減災対策事業、国土強靱化に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業債制度を恒久化するとともに、地域の実情を踏まえて、対象事業を拡充すること。

4. 国土強靱化推進のための地方自治体の負担軽減について

海拔ゼロメートル以下の地域で実施する排水機場の更新整備において、地域特性を考慮し、農村地域防災減災事業（たん水防除事業）の国庫補助率を嵩上げするとともに、頻発する局地的豪雨に対処できるよう雨量基準の見直しを行うこと。

また、維持管理費に対する新たな国庫補助金を創設すること。

5. 海岸堤防整備、河川改修事業等の推進について

(1) 豪雨災害等浸水被害の防止のため、堤防の整備や河道掘削などの対策を実施する十分な予算確保を図ること。さらに、準用河川改修事業の補助対象要件を緩和すること。

また、準用河川では、水位計の設置が進んでおらず避難の状況判断など洪水時の状況把握が困難であることから、危機管理型の水位計の設置に必要な施設整備の支援を行うこと。

(2) 天竜川の治水対策及び遠州灘における侵食対策のため策定されている「天竜川流砂系総合土砂管理計画」における「ダム貯水池機能の維持・確保と土砂移動の連続性の確保」、「河道掘削による治水安全度の維持・確保」、「土砂移動の連続性の確保と海岸防護機能の維持・確保」を着実に推進すること。

(3) 一級河川雲出川における河川整備計画に基づく河川改修事業の推進を図ること。

(4) 防災・減災対策としての効果はもとより、地域活性化へのストック効果も期待されることから、津松阪港海岸直轄海岸保全施設整備事業の予算を確保し、着実な整備推進を図ること。

(5) 河川上流域の土石流災害を防止するため、砂防施設整備を推進し、早期完了すること。

(6) 四日市港霞ヶ浦地区北埠頭の整備推進を図ること。

6. 防災活動における新型コロナウイルス感染症対策補助事業の継続について

災害が発生した場合、避難所は三密となることが予想され、今後整備していく備蓄品の種類は増大している。災害時におけるウイルス感染症対策を進めるため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による防災活動支援事業に関する補助事業を継続すること。

7. 緊急輸送道路沿道建築物の補助制度の継続について

民間の緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の一層の促進のため、社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業）の補助率引上げ措置の適用期限を延長すること。

8. 南海トラフ地震臨時情報発表時における災害救助法の適用と公的機関等の対応方針の検討について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の事前避難対象地域を有する各市

町村の避難対策の実効性を高めるため、災害救助法の適用と臨時情報発表時の学校や病院などの公的機関や企業等の対応について一律的な方針を示すとともに、所管省庁において関係機関への周知徹底を図ること。

9. 木造住宅耐震対策の拡充について

木造住宅耐震化を促進するためには、住宅所有者の経済的な負担軽減が必要であることから、寝室など部分的に補強する安価な耐震改修制度を新設するなど、耐震改修等制度の見直しを行うこと。また、補強工事における工事費の2/5（最大50万円）についても、家屋の床面積を考慮した算出方法とすることにより事業を拡充すること。

10. 上下水道施設の耐水化に係る支援について

上水道施設の耐水化に係る国の支援メニューを創設するとともに、資本単価が90円/m³以上という要件等の採択基準を緩和すること。また、下水道施設の耐水化については、防災・安全交付金について、今後も継続的に十分な財源を確保すること。

11. 非常備消防体制の充実強化について

消防団の強化のために都市自治体を実施する消防ポンプ自動車の整備・更新が継続的にできるよう、交付税措置等を拡充すること。

福祉・保健・医療施策の充実強化について

(東 海)

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域社会の構築には、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、地域医療の確保や少子化対策をはじめとした福祉・保健・医療施策の一層の充実強化と切れ目ない支援施策が必要不可欠である。

また、新型コロナウイルス感染症は、我が国の国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらし、いまだ終息が見通せない中、更なる感染拡大を防ぎ、医療提供体制を確保する必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 国民健康保険制度について

- (1) 安定的で持続可能な医療保険制度の実現のため、国の責任において、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、更なる国費の投入など、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決に必要な財政措置を講じること。
- (2) 地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。
- (3) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。
- (4) 子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険における子どもに係る均等割保険税を軽減する支援制度と、軽減分に係る国の財政支援制度を創設すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響による財源不足のため、国民健康保険税の法定外繰入を行った場合には、保険者努力支援制度に係る減算措置の執行を凍結すること。
- (6) 国民健康保険の安定的かつ持続的な運営を図り、被保険者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、公費3,400億円の財政支援を継続するとともに、低所得者層に対する負担軽減措置を講じること。
- (7) 国民健康保険の都道府県単位化は、財政運営の責任を担う主体を都道府県とする一方、保険料の賦課徴収、給付、保健事業の実施などは市町村が担う役割分担的な仕

組みであることから、都道府県が全体の責任を負うことが明確となるような制度運用とすること。

2. 介護家族手当支給事業に係る助成制度の創設について

都市自治体が独自に実施している家族介護手当支給事業について、都市自治体の財政規模による助成格差を解消するため、財政支援を含め、国の主導による事業とすること。

3. 介護人材の確保対策の充実について

- (1) 今後人材不足が予想される介護支援専門員の処遇改善のため、居宅介護支援費及び介護予防支援費に対しても介護報酬に反映した財政措置を行うこと。
- (2) 介護保険法に基づく地域支援事業について、介護予防など高齢者支援を行う住民団体（ボランティア団体、自治会、老人クラブ等）が参入しやすい分かりやすい制度とすること。

4. 介護報酬における「情報連携加算」の創設について

医療及び介護サービス関係者間での情報共有にICT活用が推進される中、現場でのデータ入力など付加業務の発生により負担が増す介護従事者の処遇改善及び医療・介護連携の更なる推進のため、介護報酬において「情報連携加算」を創設すること。

5. 介護保険施設（複合施設）における介護支援専門員の配置について

介護保険施設における介護支援専門員の人員基準は1施設につき1名以上と規定されているが、同一敷地内、同一建物内の複合施設においては、人員基準が緩和される措置を講じること。

6. 医療保険制度及び介護保険制度への財政支援措置について

令和3年度以降の国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険制度においては、令和2年度以降の所得状況の悪化による保険税（料）の減収が予想され、収入と支出の間に大きな乖離が生じることとなるため、新たな財政支援措置を講じること。

7. 養護老人ホームの施設運営に係る財政支援について

入居者の減少や施設の老朽化などにより、都市自治体の財政負担が非常に大きくなっているため、財政措置を講じること。

8. 認知症患者への損害賠償請求支援制度について

認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求に対し、国による統一した支援制度を創設すること。

9. 地域医療体制及び医師等確保対策の充実について

- (1) 地域医療体制を確保するため、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成について、必要な対策を講じること。

また、地方公立病院が地域の基幹病院としての機能を確保するため、必要な診療科の設置と人口に応じた医師の適正配置を制度化すること。

- (2) 安心して妊娠・出産・子育てができる地域医療体制の確保のため、出産のできる医療機関及び産科二次・三次救急医療機関を確保するとともに、産科・小児科医師確保対策を推進すること。
- (3) 新専門医制度の実施により、大都市への専攻医の集中がみられるため、国を挙げて医師偏在対策を講じるとともに、臨床研修医の地域への適正配置や充実した臨床研修体制の整備を促進すること。
また、医師の地域偏在の根本的解決を図るため、地域の実情を踏まえた制度となるよう、国が主体的に関与すること。
- (4) 地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう、へき地医療勤務の義務化、地域の基幹病院へのローテーション体制や派遣体制の確立など地域の医療格差の縮小に取り組むこと。
- (5) 地方都市での医師の絶対数を増やすため、大学医学部入学定員の増員措置を恒久化すること。
- (6) 公的病院等への助成に関する特別交付税措置について、当該病院等が二次医療圏における第三次救急医療を担う医療機関である場合は、広域での利用が明確であることから、市町村の助成を措置対象から外し、都道府県が助成を行う場合に限定すること。
- (7) 都市自治体における保健師等専門職員確保のため、専門職養成教育機関等（大学等）に対し、都市自治体への就業について広報等で働きかけること。また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度を創設すること。
- (8) 医師の働き方改革において、時間外労働の上限規制の適用は医師の労働環境の改善及び地域への定着につながるが、引き続き地域の医療が十分に確保されるよう、地域の実態を踏まえて慎重な検討を行うこと。
- (9) 社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされていることから、医療機関の消費税負担分は社会保険診療報酬等に反映されることになるが、過去の消費税率引上げ時の補填不足や、個別の医療機関の仕入構成の違いによる補填の過不足が生じる等の課題も残っているため、速やかに現行制度から軽減税率方式（免税制度、ゼロ税率等）に転換するなど、医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。
- (10) 危機的状況にある地域医療体制を確保するため、医師・看護師不足や地域間・診療科間の偏在の解消、周産期医療や救急医療の確保及び経営が逼迫している自治体病院等への財政支援の対策を強化すること。

10. 予防接種事業について

- (1) 風しん予防に向けた抗体検査及び予防接種に関する助成制度を拡充すること。特に、先天性風しん症候群（CRS）対策である「妊娠を希望する女性及び妊婦の家族

等」に対する予防接種への助成制度の拡充を優先すること。

(2) 小児を対象とした、おたふくかぜ予防接種について、早急に国の負担による定期接種に位置付けること。また、それまでの期間は、国において財政措置を講じること。

1 1. 子ども医療費助成制度の創設について

子ども医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が全国一律に行うべきものであることを踏まえ、全国統一基準による制度を創設するなど、国の責任において制度化すること。

1 2. 保育士の確保及び処遇改善に向けた取組強化について

「保育士宿舍借り上げ支援事業」において、実施主体となるための要件である「子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市区町村」を緩和し、全ての都市自治体を対象とすること。

1 3. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実強化について

(1) 放課後児童健全育成事業において学校の余裕教室を活用するために障壁となっている建築基準法及び建築基準法施行令の規制緩和を行うこと。

(2) 放課後児童クラブの利用者増加により、事業運営に係る財政負担も増加しているため、放課後児童健全育成事業が安定して運営できるよう、必要経費に見合う子ども・子育て支援交付金に係る基準額の更なる引上げを図ること。

1 4. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化に伴う保育希望者の増加により、認定こども園の施設整備がさらに必要となるため、地方交付税措置に加え、認定こども園の施設整備に係る補助制度を内閣府に統合するなど、制度の一本化を図るとともに、その補助率については厚生労働省に合わせ2/3とすること。また、既存の公立認定こども園の保育所部分整備に対しても、財政支援を講じること。

(2) 施設整備の拡大を図ることで必要となる人材を確保するとともに、保育の質の確保に必要な対策を行うこと。また、幼児教育・保育の無償化に伴い都市自治体の財政運営や待機児童対策に過度な負担が生じることがないように、国の責任において確実な財源確保と地方財政措置を講じること。

(3) 幼児教育・保育の無償化に伴う都市自治体・施設の業務及び財政負担の増加に対し、事務費補助制度を延長するなど、財政支援を講じること。

(4) 幼児教育・保育の無償化に伴う幼稚園預かり保育需要の増加に対し、1号認定及び2号認定の公平性を確保するため、幼稚園預かり保育に対する支給限度額の上限を引き上げること。

(5) 幼児教育・保育の無償化において、3歳以上の子どもの無償化開始年齢が利用施設によって異なるため、無償化開始の年齢を統一すること。

(6) 幼児教育・保育の無償化に伴い必要な事務費について、令和元年度及び令和2年度

に引き続き、令和3年度以降も全額国費により負担すること。

15. 待機児童解消対策について

- (1) 待機児童ゼロの達成に向けて、保育の受け皿を整備できるよう子育て安心プランを令和3年度以降も継続すること。
- (2) 育児・介護休業法で定める育児休業について、子育て環境の充実や都市自治体の事務軽減などのために現行の最大1年から2年に延長すること。また、在宅で子育てをしている世帯に関しては税の公平性を配慮し、課税の軽減を行うなど財政支援を講じること。
- (3) 企業主導型保育事業推進のため、新たな実施機関を選定し、速やかに実施すること。
- (4) 保育所等整備交付金交付要綱における施設整備の補助対象者の中に「市町村が認めた者」とする規定を継続し、民間事業者が設置主体となる施設整備についても財政支援を継続すること。
- (5) 待機児童対策を確実に推進できるよう、民間法人が実施する公設民営園の建替え時における仮施設整備工事費についても、保育所等整備交付金の交付対象とすること。

16. 福祉医療費の現物給付化に伴う国庫負担金減額調整措置の廃止について

子ども医療費助成の現物給付化を実施する都市自治体への国民健康保険療養給付費等負担金及び調整交付金の減額調整措置が未就学児まで除外されたが、現物給付化実施のため福祉医療費全般において減額調整措置を廃止すること。

17. 重度障がい者に係る要件の緩和について

医療的ケアが必要な重度障がい者については、1週間の所定労働時間を20時間以上としている雇用保険の加入要件や、重度障害者雇用助成金制度における労働者の定義を緩和すること。

18. 無料低額調剤について

生活困難者が無料又は低額な料金で調剤を受けられるよう、院内処方だけでなく、院外処方を担う薬局についても、第二種社会福祉事業（無料低額診療事業）の対象となるよう法整備を行うこと。

19. 歯周病検診の対象者の拡大について

歯周病を予防するため、歯科検診の受診機会を増やすよう、健康増進法に基づく歯周病検診の対象に、新たに妊産婦を加え、検診対象を拡大すること。

20. アスベストによる健康被害対策について

- (1) アスベスト健康被害に関しては、国の責任において、中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。

(2) 住民自らが適切に健康管理を行うための必要なリスク情報を開示すること。

2 1. 民生委員・児童委員の確保対策と活動支援の仕組みづくりについて

民生委員・児童委員制度は、ボランティア精神による活動が基本とされているが、その職務は非常に多岐にわたり、負担が大きいことから、法の趣旨を踏まえ、調査、証明業務等を含め、業務の見直しを行うとともに、活動の実態を踏まえた財政支援制度の確立と必要な財源の確保を行うこと。

2 2. 条件不利地域における医薬品販売業の店舗管理者に係る兼業許可の要件緩和について

過疎地域等の条件不利地域における買い物弱者への支援として、過疎地域等の条件不利地域において営業日を限定して店舗を開設し、当該店舗の休業日に同地域内の他店舗の管理者を兼ねる場合には、兼業禁止の例外として都道府県知事が許可できるよう基準を示すこと。

2 3. 新型コロナウイルス感染症に関わる支援及び体制整備について

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者及びその疑いのある患者を受け入れたことに伴う逸失入院利益や外来減収の実態を把握し、補填制度を創設すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関において、患者の治療に必要な医療機器を購入する必要がある場合は、購入経費について広く財源が措置されるよう、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助対象を拡充すること。
- (3) 医療用マスクやガウン等の医療用資材について、引き続き、国内での生産・増産体制の整備に取り組み、安定的な供給体制を構築すること。
- (4) 新型コロナウイルスに対するワクチンや治療薬等を早急に開発するために十分な予算措置を講じるとともに、速やかに必要量を製造・供給できる体制を整えること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の影響で収益が悪化した公立病院及び厚生連等が運営する公的病院に対して、空床確保分相応の財政支援を行うこと。
- (6) PCR検査体制の充実及び新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関に対する県内各医療機関の入院患者受入状況等の情報共有を行うとともに、地域医療の重要な役割を担う公立病院及び公的病院の再編統合を進める地域医療構想の見直しを行うこと。
- (7) 新型コロナウイルス感染症の影響により病院経営が逼迫しているため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を継続すること。また、自治体病院においては、地方交付税の算定における病床割の算定基礎額を増額するとともに、特別減収対策企業債における繰出基準を償還利子のみならず元利償還金とした上で、罹患者受け入れ病院に配慮した地方交付税による加算措置を講じること。
- (8) 乳幼児健診における新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用については、個人健診での実施と同様に、集団健診での実施についても財政支援を講じること。

- (9) 都市自治体が運営する応急診療所等で、当番医師等医療従事者が、検査又は診療によって感染した場合における死亡・疾病などに対する損害補償制度を創設すること。
- また、その医療従事者の感染に伴って、経営する病院等が休業となった場合の補償制度を創設すること。
- (10) 都市自治体が医療機関に対して要請した新型コロナウイルス感染症対策により生じた費用又は損失などに対する支援制度を整備すること。
- (11) 介護保険の第1号保険料において、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による令和元年中の事業所得が無い被保険者へも保険料減免が適用できるよう、国が実施する財政支援の算定基準を見直すこと。

都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化 について

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境づくりと、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤及び生活環境整備の充実強化が求められている。

また、地域の発展、雇用の創出のために産業振興施策の推進が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 社会資本整備総合交付金の拡充等について

(1) 都市自治体においては、大規模災害の発生への備えとしての防災対策や、道路・都市公園・下水道・住宅等の総合的なまちづくりに、SDGsの考えも踏まえ、社会資本整備総合交付金を活用して取り組んでいるところであるが、要求額に対して内示額が低くなることもあり、事業を円滑に推進するため、予算の拡充と適切な配分を行うこと。また、社会資本整備が計画的に進捗するよう地域の実情に即した適切な財政措置を継続すること。

(2) 下水道未普及解消のため、社会資本整備総合交付金の主要な管渠の範囲についての弾力条項要件の緩和についても再制度化するとともに、効果促進事業について末端管渠整備を再度交付対象とすること。

(3) 現行の社会資本整備総合交付金交付要綱にある「公園施設長寿命化対策支援事業」の面積要件を廃止すること。

(4) 社会資本整備総合交付金における土地の取得に必要な不動産鑑定評価及び分筆登記に係る経費について、社会資本整備総合交付金の補助対象とすること。

2. 公共工事における新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置について

公共工事において、国土交通省の通知に基づき行う新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、新たに発生する費用負担への必要な財政措置を講じること。

3. 国の直轄道路及び河川の整備管理について

国の直轄道路及び河川の整備管理については、国民の生命と財産を守るべく、国土交通省の各地方整備局を存続させ、国が直接関与すること。

4. 道路橋梁事業の整備促進等について

- (1) 道路メンテナンス事業・交通安全・無電柱化に係る事業等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (2) 地域の発展と安全・安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。
- (3) 物流路線、震災時における緊急輸送路、地域連携の機能を持つ広域幹線道路等（浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）、国道1号潮見バイパス）について整備促進を図ること。
- (4) 災害時の緊急輸送路の確保及び慢性的な交通渋滞の解消、地域経済活動の活性化を図るため、国道150号バイパス（南遠幹線・榛南）未整備区間の早期事業着手に向けて支援を行うこと。
- (5) 国道1号バイパスは、大規模災害時の緊急輸送路等として位置付けられているものの、現在、慢性的な交通渋滞が発生しているため、住民生活や産業・経済活動に支障をきたしている。バイパスの4車線化により、交通渋滞の解消、企業活動の活性化、医療サービスの向上等を図るため、早期に事業着手及び事業促進すること。
- (6) 中部圏の高速交通ネットワークを形成する地域高規格道路で、中部国際空港及び名古屋港へのアクセス、また、大規模災害時における緊急輸送及び避難道路として重要な役割を担う、一宮西港道路の早期実現を図ること。
- (7) 地域高規格道路御前崎奥大井連絡道路（国道473号バイパス）における「（仮）新牧之原インターチェンジ」及び「（仮）新牧之原インターチェンジ」から「沢水加インターチェンジ」までの未整備区間の早期事業着手に向けて支援を行うこと。
- (8) 空港アクセス道路は空港アクセスの向上だけでなく、広域的な連携を図るためのインフラ整備であるため、空港アクセス道路（榛原吉田ICルート（南原工区））早期開通のための整備予算を確保すること。
- (9) 東海環状自動車道及び国道1号北勢バイパス等の早期全線開通及び生活に密着した県道、市道整備に安定的かつ十分な財源確保を図ること。
- (10) 名阪国道から新名神高速道路を経て名神高速道路をつなぐ、名神名阪連絡道路に早期着手すること。
- (11) 国道167号磯部バイパス等、伊勢志摩連絡道路の事業促進・早期完成を図ること。
- (12) 熊野尾鷲道路Ⅱ期及び熊野道路の早期完成、紀宝熊野道路の早期工事着手を図り、紀伊半島を一周する道路を早期に整備すること。

5. 河川及び港湾整備事業について

- (1) 新型コロナウイルス等感染症により港湾物流機能が損なわれないよう、水際からの感染拡大の防止に向けた対策を実施すること。
- (2) 寄港する船舶の大型化に対応するため、港湾機能の強化及び利便性向上に資する港湾整備を推進し、老朽化対策等適正な維持管理を実施すること。

- (3) 三河港の物流機能を強化するため、臨港道路東三河臨海線等の三河港周辺道路及び「第6次三河港港湾計画」に基づく公共岸壁等の港湾施設の早期整備を図ること。
- (4) 御前崎港西埠頭地頭方地区における多目的国際ターミナルの機能向上やクルーズ船の誘致のため、第2バースの整備を図ること。
- (5) 河川ポンプ整備については治水対策上極めて重要なインフラであるため、老朽化に伴う補修計画策定及び補修工事費について、補助制度を創設すること。

6. 水道施設等の老朽化更新に対する財政支援の新設について

総務省繰出基準において水道施設等の老朽化更新に係る項目を新設するとともに、水道施設等の老朽化更新に対する交付金を新設すること。

7. 下水道事業等への支援について

- (1) 今後下水道施設の改築更新が本格化することを踏まえ、下水道施設の改築に係る国費支援について、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に対する国の責務の観点から、平成29年度に廃止となった「下水道老朽管の緊急改築事業」の復活又は恒久的な支援制度の創設など、下水道施設の改築への国庫負担を確実に継続するとともに、改築事業予算を増額すること。
- (2) 公共下水道事業に対する国庫補助率及び補助要件を、流域下水道事業と同様とすること。

8. 下水汚泥再生利用に係る収支改善に資する支援について

下水汚泥の再生利用を継続的に実施していくためには、再生利用の運営に係る収支を改善し、下水道事業全般の安定的経営の確保が必要であるため、下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援を講じること。

9. 雨水整備のための継続的な財政支援について

浸水対策事業を計画的に推進するため、継続的な雨水整備を行う都市自治体に対する財政支援を行うこと。

10. 公共施設等適正管理推進事業債について

- (1) 公共施設等総合管理計画に基づく事業が確実に実行できるよう、措置期間（平成29年度から令和3年度まで）を延長するとともに対象事業を拡大すること。
- (2) 特に、対象事業の一つである市町村役場機能緊急保全事業については、近年の自然災害により庁舎が被災しないように耐震化未実施等の対象要件を緩和するとともに、住民の合意形成に相当の時間を要するため、措置期間（平成29年度から令和2年度まで）を延長すること。

11. リニア中央新幹線事業の推進について

リニア中央新幹線の東京・大阪間全線の早期開業を実現するため、財政投融资の活用等による支援を継続実施していくこと。また、ルートは災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良・大阪ルートとすると

ともに、事業主体に対し、中間駅の概略位置を早期決定し、公表されるよう働きかけること。

1 2. 近鉄四日市駅周辺等整備について

リニア中央新幹線の開通により中部圏域のポテンシャルが飛躍的に高まることが確実視される中、国において令和2年度に近鉄四日市駅の交通結節機能の強化に向けた調査費が予算化されたことから、引き続き、国直轄事業による近鉄四日市駅におけるバスターミナルの整備及び事業費の確保と社会資本総合整備交付金（都市・地域交通戦略推進事業）等の事業費を確保すること。

1 3. 富士山静岡空港新幹線新駅設置について

首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結について国家的プロジェクトに値する重要課題として、富士山静岡空港新幹線新駅の設置が早期実現するよう、関係者に対し強く働きかけること。

1 4. 建設発生土の処理に係る法整備について

自然環境の保全・住民の安全な生活の確保のため、建設工事等の際に発生する建設発生土について、土砂の発生・運搬・埋立てに関係する事業者に対し、罰則強化を含めた法整備を行い、適正な処理を推進すること。

1 5. 無電柱化事業に係る支援について

無電柱化事業をより一層推進するため、無電柱化に係る補助制度の更なる拡充及び製品の標準化による低コスト化を図ること。

1 6. 歴史まちづくり事業に係る支援の拡充について

歴史まちづくり事業に関しては「歴史的風致維持向上計画」の認定により利用できる支援制度は広がるが、地域の個性をより生かせるよう、地域の実情に即した柔軟性のある財政支援を行うこと。

1 7. 生活循環整備に係る支援制度について

(1) 浄化槽改築に係る補助金について、災害復旧に限定することなく、老朽化による更新についても補助対象とすること。また、現行の補助対象である機械設備等の改修に加え、管渠が補助対象となるように制度を拡充するとともに、施設の設置主体や規模に関わらず補助対象とすること。

(2) 浄化槽設置整備事業について、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の設置要件を緩和すること。また、合併浄化槽の更新に対しても再度補助対象とするなど財政支援を行うこと。

(3) 循環型社会形成推進交付金について、対象地域に該当しない場合の特例地域の拡充又は人口要件の緩和を図ること。

(4) 循環型社会形成推進交付金の対象は、施設の解体に併せて新たな廃棄物処理施設の整備を伴う場合に限定されており、新施設建設後に解体工事を行う場合には交付

対象とならないことから、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするなどの財政措置を講じること。

18. 特定水利使用の水利権許可申請について

特定水利使用の水利権許可申請においては、更新許可を得るための申請手続に長期間を要するが、その間に、状況の変動等により申請内容と整合しなくなることが懸念されるため、審査基準の緩和により更新申請手続きの簡素化を図ること。

19. 地域公共交通に対する支援について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、鉄道・バス・タクシー等公共交通の利用者数が大幅に減少する中で、市民の交通手段として欠かせない地方の公共交通事業者の維持存続のため、欠損額を補填する制度の創設、中小私鉄道事業者への運行経費に対する支援など財政支援に努めること。
- (2) 都市自治体が運行する地方鉄道及びバス等の公共交通機関の維持・存続に向けた維持更新費用及び災害復旧費用の支援制度を強化するとともに、運営に対する支援制度を創設すること。
- (3) 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、地域鉄道事業者が計画的に事業実施できるよう所要の財政措置を講じるとともに、地域鉄道事業者に対する運行費補助制度を創設すること。
- (4) 地域鉄道事業者支援に対して、都市自治体が行う維持管理費への支援も特別交付税措置の対象とするなど、財政支援措置を拡充すること。また、地域鉄道の利用促進に係る支援制度を創設すること。
- (5) 地域鉄道事業者が実施する運転免許証自主返納者支援事業に対する支援制度を創設すること。
- (6) 公共交通機関の確保・維持のため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の財源の確保を行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響の長期化が予想されるため、令和3年度以降も要件の緩和など弾力的な対応とすること。
- (7) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象限度額の嵩上げ措置を取るとともに、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の対象外路線についても運行経費に対する支援を行うこと。
- (8) 地域公共交通確保維持改善事業について、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る標準単価の見直しを行うこと。
- (9) タクシー運転士の雇用を守るため、各タクシー事業者への運行経費に対する相応な支援を行うこと。

20. 高齢者による交通事故防止に係る取組の推進について

- (1) 高齢者への安全運転支援装置設置に対する補助金（サポカー補助金）制度が創設されたが単年度事業であり、1年間だけでは到底目的を達成することはできないと考

えられることから、高齢者のペダル踏み間違いによる事故を無くすために、複数年の事業継続を図ること。

(2) 高齢者の運転免許証自主返納の促進について、運転経歴証明書の取得を行う自主返納者の負担が発生しないよう統一的な取扱いとするためにも、運転経歴証明書の取得に係る発行手数料を免除すること。

2 1. 商店街共同施設（アーケード等）の整備等に対する支援について

商店街が行う共同施設（アーケード、アーチ、防犯カメラ）の整備・補修・撤去への支援に必要な財政措置を講じること。

2 2. 公衆浴場事業者の経営安定化対策について

公衆浴場は住民の日常生活に欠くことのできない施設であり、住民の健康の増進等に重要な役割を担っていることを踏まえ、公衆浴場事業者の経営安定化のための支援制度を創設すること。

2 3. 災害廃棄物の処理支援について

東日本大震災により生じた災害廃棄物の最終処分場周辺の空間線量率、浸出水処理施設からの放流水中の放射性セシウム濃度の測定については、本来国の責務であるため、引き続き必要な財源措置を講じること。

2 4. 亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

(1) 亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。

(2) ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。

2 5. 家電リサイクル制度について

家電リサイクル費用については、購入時に支払う「前払い方式」に改正するとともに、家電リサイクル製品の義務外品についても制度の拡充に資する新たな方法を検討すること。

2 6. 大規模な太陽光発電施設に係る法整備の充実について

所有者が不明となった施設の処分等について、事業者業界全体で責任を負うような仕組みづくりを早急に検討すること。

2 7. アスベスト含有仕上げ塗材の除去に要する費用の国費負担について

公共施設の老朽化が課題となる中、生活環境に大きな影響を与えるアスベスト含有仕上げ塗材の調査・除去を行う場合に、調査費用のみならず除去に要する費用の国費負担を行うこと。

2 8. 農林業振興施策の充実強化について

(1) 荒廃農地等利活用促進交付金の廃止によって荒廃農地解消等が停滞する恐れがあ

るため、農業者負担の少ない荒廃農地解消支援事業を拡充すること。

(2) シイタケ等の特用林産物栽培については、キノコバエ類等による生産物への被害が拡大していることから、早急に害虫被害の把握及び防除対策を講じること。

(3) 水田活用の直接支払交付金について、酒造好適米も交付の対象とすること。

29. 共同利用堆肥化施設の更新への支援について

老朽化した地域の共同利用堆肥化施設及び堆肥処理機械・器具について、長寿命化を図る更新・補修・補強整備への支援策を講じること。

30. 魚類養殖業等への支援措置の継続、拡大について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う養殖魚の出荷の減少により、魚類養殖経営は、過去に例を見ないほどに厳しいものとなっており、感染症拡大が終息したのちにも影響が長期化することが懸念されることから、更なる支援措置の継続と拡大の検討を行うこと。

31. 野生鳥獣肉等の利活用に関する支援強化について

野生鳥獣肉等の消費、需要拡大等の利活用促進について、国が地域の状況を把握し、直接的かつ連携した支援体制づくり、広域ネットワーク化等の事業強化を推進するなど、国が積極的に関与して事業推進を図ること。

32. 空き家敷地に係る固定資産税等の住宅用地特例の適用除外について

固定資産税等の住宅用地特例の適用を受け続けるために空き家を放置する所有者が多く、特定空家等の増加につながるため、一定期間居住の用に供さない空き家敷地に係る住宅用地特例の適用除外に向けた法改正を行うこと。

33. 空き家等対策に係る空き家等の除去推進のための制度の拡充等について

空家等対策の推進に関する特別措置法（第15条）による財政上及び税制上講じる措置等について、空き家等の所有者等の経済的負担の軽減を図るため、除却費用に要する補助や地方交付税制度の一層の拡充など財政的措置を講じること。

34. 低未利用地の所有者調査に関する情報の利用等について

都市自治体が、低未利用地の管理不全を予防するとともに有効活用を促進するための実態調査を迅速に行えるよう、固定資産税の課税等に係る情報の内部利用を可能とする法令を整備するとともに、調査費用の財政支援を行うこと。

35. 地方都市における市街地再開発事業の促進について

民間の市街地再開発事業を促進するため、補助率等の更なる拡充や市街地再開発組合に対する直接補助制度の創設など、地域の実情に即した財政支援措置を講じること。

36. 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について

新型コロナウイルス感染症が地域経済に与える影響は、長期にわたることが想定されるため、全国の都市自治体が抱える共通課題を解決するための経済対策を講じること。

また、都市自治体が独自に講じる経済対策への財政支援を行うこと。

37. 新型コロナウイルス感染症に影響を受けた事業者への支援の拡充等について

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、県が要請した休業要請に協力した事業者と取引等の実態があり、売上が急激に落ち込んだ事業者に対する支援を充実すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により離職した労働者が、速やかに再就労できるよう継続的な支援策を講じること。
- (3) 雇用調整助成金等の労働者に対する支援制度はあるが、就職活動に取り組む学生においては説明会が中止になるなど就職活動状況が厳しくなっているため、新規雇用を行う事業者に対する支援制度を創設し、雇用の創出を促進すること。

38. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた創業者への支援制度の拡充について

- (1) 令和2年4月以降の創業者に対しては、持続化給付金の対象とするとともに、売上減少に係る要件を緩和すること。
- (2) 創業3ヶ月未満の創業者に対しては、日本政策金融公庫の無利子融資である新型コロナウイルス感染症特別貸付等の対象とするとともに、セーフティネット保証4号、5号及び危機関連保証の対象とすること。

39. 高速道路料金に関する基本方針の見直しについて

地域経済への経済波及効果が大きい観光産業の活性化を図るとともに、広域的な交流や都市間連携を促進するため、平成25年度に廃止又は縮小された高速道路の割引制度を見直し、新たな割引制度を創設すること。

40. 山岳環境の保全及び登山者の安全確保、利便性・快適性向上に係る支援制度の創設について

火山噴火や新型コロナウイルス感染症、気候変動に伴う予想困難な気象条件下での登山者の安全確保、増加する外国人など多様な登山者の利便性・快適性の向上を図るため、山岳環境保全対策支援事業費補助金制度の拡充と山小屋環境の向上に資する総合的な支援策を創設すること。

教育・文化施策の充実強化について

(東 海)

少子化等の進行により教育行政を取り巻く環境は大きく変わってきており、次代を担う子どもたちが健全に成長していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. G I G Aスクール構想に関する支援について

- (1) G I G Aスクール構想の実現に向け、義務教育における I C T環境を整備するため、端末機器1台当たりの上限額の拡充、端末保守費用、機器の更新に係る費用、ソフトウェア導入保守、初期設定や予備端末に係る費用等補助対象の拡充及び令和3年度以降の財政措置を継続すること。
- (2) I C T支援員の配置に対する財政支援の拡充を行うとともに、学校の I C T環境整備に係る地方財政措置の対象となっている経費について、普通交付税の交付・不交付に関わらず支援を受けられる措置を将来にわたって講じること。
- (3) G I G Aスクールサポーターは地方では適正な人材確保が困難であるため、配置経費の支援だけでなく、I C T人材の確保についても支援すること。
- (4) I C T技術については、日々進化し続け、幅広く高度な技術や知識が求められるため、研修会等継続的な人材育成の支援をすること。
- (5) 学習用デジタル教科書は紙の教科書と同様に全額国費で負担すること。
- (6) 端末の供給体制について、メーカーに引き続き協力を要請すること。
- (7) 家庭学習でも端末が活用されていく中、生活保護法に基づく被保護世帯において、感染症対策の臨時休業中だけでなく、平時でも、端末の通信費を教育扶助または生業扶助における教材代として支給を認めること。
- (8) 家庭でのオンライン学習実施等のため、L T E通信に対応する学習者端末等を導入できるよう、L T Eモデルタブレット端末の運用に係る費用（ランニングコスト）等への財政支援を行うこと。
- (9) L T E通信利用に係る月額通信料がランニングコストの大部分を占めるため、通

信事業者に対し、月額通信料を減額するための料金体系を整備するよう働きかけること。

2. 教職員等配置体制の整備及び財政支援について

小中一貫教育推進における乗入授業のための専科教員増員などの課題を解決し、教員の働き方改革を促進するため、基礎定数を根本的に見直し、正規教職員を増員するとともに、都市自治体が行う人的措置に対し財政支援を講じること。

3. 学校における働き方改革推進に向けた人材確保のための財政措置について

教職員の長時間勤務を改善し、子どもたちに対して効果的な学校教育活動が行えるよう、学校におけるスクール・サポート・スタッフなど多様な人材を配置するため、教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）の拡充を行うこと。

4. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る補助員の配置について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための消毒作業については、幼稚園についても、小中学校及び保育園と同様に人的配置への財政支援を講じること。

5. 新型コロナウイルス感染症の影響による修学旅行等の中止への支援について

新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行を中止した場合に発生するキャンセル料等に対する支援の対象期間を延長すること。また、修学旅行以外の宿泊を伴う学校行事へも支援対象を拡大すること。

6. 児童生徒に「学びの保障」を行うための支援について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、臨時休業を実施してきたところであるが、今後、ウイルスとの共存を前提とし、感染症対策を徹底した上で学校教育活動を再開し、児童生徒の「学びの保障」を行うことが求められていることから、必要となる対応に係る国の支援制度を創設すること。

7. 教員免許更新講習制度の改正について

全国的に教員不足が深刻になる中、円滑な講師確保を図るため、65歳で教員免許の有効期限が到来する者の教員免許更新講習の修了期限を延長するよう講習制度の見直しを図ること。

8. 外国語（英語）指導助手（ALT）の定員配置について

小学校外国語（英語）科の実施に合わせ、英語を母国語とする指導助手（ALT）を、県費負担職員として配置できる制度を創設すること。

9. 特別支援教育の充実について

(1) 特別支援学級において、一人ひとりの特性やニーズに応じたきめ細かい教育支援が実施できるよう、1学級8人の学級編制標準を段階的に4人に引き下げること。

併せて、学級数の増加に伴う必要な人的及び財政的支援を講じること。

(2) 通常学級内において特別な支援を必要とする児童・生徒の増加と多様化に対し、教

員、支援員、介助員等が適切に指導及び支援が行えるよう、更なる人的及び財政的支援の充実を図ること。

10. 「トライアングル」プロジェクトへの支援制度の創設について

発達に課題をもつ子どもの健やかな成長を促すためには、就学前から就学後までの切れ目のない更なる相談体制の充実が必要となることから、「トライアングル」プロジェクトの構築に対する人件費や事業に係る経費などを支援する制度を創設すること。

11. 医療的ケアの必要な幼児児童生徒の就学支援について

医療的ケアの必要な幼児児童生徒の就学を支援するために、必要な看護師の確保または人材バンク等の充実、及び人件費等財政支援を図るとともに、人材確保に係る総合的な支援体制づくりを進めること。

12. いじめ防止対策について

(1) いじめ問題への未然防止及び早期対応のためのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の確保、いじめ問題対策連絡協議会や再調査等に対応できる専門家（弁護士・医師・臨床心理士・社会福祉士等）の確保について、財政措置を講じること。

(2) ネットパトロール及び情報モラル講座等、ネットトラブル未然防止のための講座開催に係る財政支援制度を創設すること。

13. 外国人児童生徒の教育支援について

(1) 増加する外国人児童生徒や、日本国籍の外国育ちの児童生徒を対象にした初期指導教室の設置運営に当たり、事業に対する補助の継続及び拡充を図ること。

(2) 外国人児童生徒に対応する加配教員については、対象児童生徒数が10人未満の学校であっても配置できるよう国が責任を持って対応するとともに、都市自治体が行う支援員の配置に対して人的及び財政的支援を行うこと。

14. 日本語教育推進における環境整備について

日本語教育推進法に基づき、国内における日本語教育の機会の拡充や、日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上を図るために、日本語学習のICT教材を国が責任を持って開発するとともに、環境整備費及び維持費の人的及び財政的支援を行うこと。

15. 学校施設等の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

(1) 学校施設の老朽化対策やトイレ改修などの各種環境改善事業について、補助要件の緩和や実情に即した建築単価の引上げなど財政支援を拡充するとともに、当初予算での財源を確保すること。

(2) 児童生徒の教育環境を改善するために学校トイレの洋式化を早急に行うに当たり、優先的に学校施設環境改善交付金の補助率の嵩上げ及び補助単価の引上げを行うこと。

- (3) 学校給食に係る施設整備について、計画的な更新の促進を図るため、設備の更新に対する補助制度を創設するとともに、増築を伴わない改修についても補助対象とすること。
- (4) 「共同学校事務室」の設置に伴う備品、消耗品の整備について財政支援すること。
- (5) 学校施設環境改善交付金について、屋上防水のみや外壁改修のみなどの部位別の改修が交付対象となるよう交付基準の見直しを行うこと。
- (6) 長寿命化改良や大規模改造事業を計画的かつ確実に進めるため、学校施設環境改善交付金の継続的な予算の確保と事業採択に加え、交付金の事業採択の取扱いや基準単価の増額、補助率の嵩上げ、交付額の算定方法の見直し、建築年数など補助対象の拡大を行うこと。

1 6. 学校統合による学校整備に対する支援について

公立小中学校の適正規模・適正配置を推進していく中において、現行の補助制度・補助割合では、用地取得費に係る補助金が無く、津波浸水想定区域外への高台移転、校舎等の嵩上げに対する補助についての申請要件が厳しいため、事業推進が困難な状況となっていることから、補助制度の要件緩和、新設を含めた制度の早急な見直しを図ること。

1 7. 文化財の保全・活用等について

文化財が将来にわたり保存・継承されるよう、国登録有形文化財（建造物）を維持することが困難な個人所有者に対して、維持管理及び修繕に対する財政支援制度を創設すること。